



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年11月12日

コートジボワールシリーズ (1)
～はじめに～

1. 西アフリカのゲートウェイとしての魅力

西アフリカにおいては、セネガル、ガーナ、ナイジェリアが主要国として存在する。そこで、コートジボワールがなぜ西アフリカのゲートウェイとして魅力があるのかを検討する必要がある。

(1) 旧宗主国フランスの存在

アフリカにおいては、過去フランスを宗主国として以下の通りフランス語圏が形成されていた¹。

仏領西アフリカ (AOF) : モーリタニア、セネガル、オートヴォルタ (現ブルキナファソ)、スーダン (現マリ)、ニジェール、ギニア、コートジボワール、ダホメ (現ベナン)

赤道アフリカ (AEF) : ガボン、中央コンゴ (現コンゴ共和国)、ウバンギシャリ (現中央アフリカ共和国)、チャド

その他 : マダガスカル、フランス領ソマリア

なお、トーゴとカメルーンは、フランスの共同領土として位置づけられている。

多くの国は西アフリカ付近に存在している。旧宗主国の影響を多く受けることは良くあることであり、共通部分が多く存在する。その意味で西アフリカ付近に存在する旧フランス領の国々に進出するためゲートウェイとしてコートジボワールに進出することは一考の価値があると思われる。

(2) アフリカ商事調和化機構 (OHADA) の存在

上記の国々が旧宗主国フランスの影響を受けていると考える一例として、当職は OHADA を挙げたい。フランス語版の OHADA 条約がオリジナルとされ、加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ及びコンゴ民主共和国と、(1) で旧フランス領と記載したものと多く重なる。

OHADA 条約に基づき、統一商事通則法、統一商事会社法、統一担保法、統一倒産処理法、統一仲裁法、統一会計法、統一道路物品運送法及び協同組合法等の商事法が加盟国へ直接適用される

(OHADA 条約 10 条)。司法・仲裁裁判所 (CCJA) が OHADA 域内で最上級審として機能し、OHADA 条約及び以上記載の統一法を統一的に解釈適用することになっている。また、上級司法研修所 (ERSUMA) において解釈運用を担うべき法律育成を行うことで徹底した運用を図ろうとしている。

当職は、「国際商事法務」Vol.41, No.10 2013 や同 Vol.42, No.9 2014 等において統一商事会社法を紹介しているが、同法とフランス法とを比較すると、同法がフランス法の影響を多大に受けていることは一目瞭然である。詳しくは拙稿をご覧になっていただきたい。

(3) 西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) の存在

西アフリカ経済通貨同盟は、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの 8 か国が加盟している。その域内においては、8 か国は共通通貨 CFA フラン²を使用している。

¹ 正木 響「グローバル化と西アフリカのリージョナリゼーションー植民地時代の遺産を乗り越えてー」アジア・アフリカ研究 第 51 巻 第 3 号 48 頁 (2011 年)。

UEMOA の設立の目的は、（１）加盟国間の経済金融活動の競争力強化、（２）加盟国間の経済パフォーマンス及び経済政策の収斂、（３）共同市場の形成、（４）経済政策の調整、（５）共同市場の運営・法律の制定・税制の調整であり、単なる通貨同盟を超えて、関税同盟や経済共同体創設を可能とする枠組みの形成が意図されている³。

なお、西アフリカ通貨同盟（UMOA）も西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）とは別途存在するが、前者は通貨同盟や金融政策など中央銀行 BCEAO に限定されたトピックの際に用いられ、後者は政治経済を含む場合に用いることとされている。UMOA 諸国に対するフランスの通貨協力としてフランスフラン（ユーロ）との交換レートの固定⁴、CFA フランのフランスフラン（ユーロ）に対する無制限交換をフランス国庫が保証、各 CFA フラン圏内とフランス間での資本移動の自由及びフランス国庫に開かれた操作勘定に外貨準備の集中の原則がある⁵が、ここでもフランスとの強いつながりが如実に浮かび上がってくる。

UEMOA は先程述べた目的に従いアフリカ大陸で最も経済統合が進んでいる地域とされていたが⁶、その内容の一つに加盟国間での非関税障壁と域内産の製品に対する関税を撤廃する自由貿易協定がある。域内での自由貿易は非加工品や伝統的な製品については 1996 年から、工業製品については 2000 年から開始されている。また、域外の必需品や農業投入財には 0%、基礎的な一次産品や資本財には 5%、中間財には 10%、最終消費財には 20% という 4 つのカテゴリの共通関税が導入されている⁷。

以上の経済統合が進む中、同 UMOA 及び UEMOA 地域の GDP を見ると、域内で圧倒的な経済力を誇るのはコートジボワールである⁸。UEMOA 諸国の貿易収支構造としても、コートジボワールが単独で稼ぎ出した貿易黒字に他の加盟国が依存している状況である。2012 年においては 9.8%⁹、2013 年 8.7%¹⁰の経済成長を遂げ、ビジネス環境も改善しつつある。また、同国のアビジャン港は西アフリカのハブ港として機能が強化されている¹¹。経済の詳細については他の方の記事に譲るが、UEMOA においては非常に重要な地位を占めている。

（４）西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の存在

ECOWAS の加盟国は、UEMOA の 8 カ国に加えて、カーボヴェルデ、ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ、ギニアの 15 カ国である。

1975 年設立当初は、持続的経済開発のための基盤整備、地域内の関税障壁の撤廃、域内・域外貿易の促進等が目的に掲げられていたが、防衛・紛争解決機能等を備え安全保障機能の本格的整備に着手するようになった¹²。

近年にいたるまで関税・通貨統合について進まなかったが、最近になって以下の動きがでている。

2015 年 1 月から対外共通関税を導入され、加盟諸国への域外からの輸入に対して、35%を上限として商品分類に応じて 5 段階（0%、5%、10%、20%、35%）の税率が適用されることになった。また、域内での関税免除等も予定されている。さらに、地域通貨統合についても段階的な取組みが承認されている¹³。

（５）コートジボワールのゲートウェイとしての資格

² 本件 CFA フランは、西アフリカの 아프리카金融共同体（Communauté Financière Africaine）フランのことを指し、中部アフリカの 아프리카金融協力（Coopération financière en Afrique centrale）フランとは異なるので注意されたい

<https://www.imf.org/external/pubs/ft/fabric/fra/backgrnd.htm>。

³ 正木響「西アフリカ（経済）通貨同盟の成り立ちと近年の動向（前編）－旧宗主国フランスとの関係を中心に－」アフリカ Vol.54 秋号 42 頁（2014）。

⁴ 1 ユーロ＝655.957CFA フラン。

⁵ 以上は前注 2：正木 44 頁参照。

⁶ 正木響「西アフリカの地域経済統合の成り立ちと現状」金沢大学経済論集 第 29 巻 第 2 号 338 頁（2009 年 3 月）。

⁷ 以上は前掲注 1：正木 55 頁参照。

⁸ 前掲注 3：正木 42 頁。

⁹ <http://www.jetro.go.jp/world/seminar/111/>。

¹⁰ http://www.jetro.go.jp/world/africa/ci/basic_03/。

¹¹ <http://www.jetro.go.jp/biznews/54325406a2d78?ref=rss>。

¹² <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/ecowas/gaiyo.html>。

¹³ <https://news.jetro.go.jp/aps/QJTR/main.jsp?uji.verb=GSHWD0320&serviceid=QJTR&rqid=1&kino=QJTR5350d7b8aae60&PARASETID=jwb> を参照。

以上の（１）から（４）まで該当し、かつ、該当する国の中で経済力を最も有するのがコートジボワールである。同国は西アフリカのゲートウェイとして資格を有すると思料するのはここにある。

但し、以上は当職の私見であり、ECOWASにはナイジェリアやガーナも存在し、企業によっては両国もゲートウェイとして適切である場合もある。また、セネガルも（１）から（４）まで該当し、場合によってはセネガルの方がゲートウェイとして適切な場合もあろう。

前者は後にフランス語圏に進出する際、ECOWASを視野に入れることになるが、今後のECOWASの動向を見て各自で判断していくことになる。またセネガルについては同国とコートジボワールを比較して経済規模と政治の安定等を総合的に判断することになる。いずれにしても進出する際には、出来るだけ現地の視察をしておくことが望ましい。

2. コートジボワールの投資について

コートジボワールの投資環境は劇的に変化している。コートジボワールの投資促進庁（CEPICI）のウェブサイトも大幅な変更がされている様子である¹⁴。

同庁は、2012年9月6日付 *décret n°2012-867* に基づき創設されたが、その主な業務は国民及び外国人による投資の促進することにある。事業を始めるための手続を容易にするため、ワンストップサービス化されることになった。これにより、SA（株式会社）、SARL（有限会社）やSAS¹⁵（簡易型株式会社）の設立は簡易化されたことが予想される。

政府の強い後押しにより2014年1月から9月までに4000の企業と多くの会社が設立されている様子である¹⁶。

なお、課税防止協定については日本との条約締結は無く、フランス、ドイツ、ベルギー、ノルウェー、カナダ、英国、イタリア、スイス、チュニジアとの間で、二国間二重課税防止協定が締結されている¹⁷とのことである。

3. 最後に

法律は自社を守るための最低限のベースラインである（但し十分条件ではない）ので、トラブルを避けるには進出する前に一定程度理解しておくのが望ましいと考え記載した。

今回、当職がゲートウェイとしてコートジボワールが適切と考える理由と投資状況の変化について若干触れた。法律関係の詳細については後日紹介することとする。

但し、法律と実務が乖離する可能性は捨象できないので、この点留意し読者におかれては専門家に確認する必要があることは言うまでもない。

1については脚注にある正木響教授の玉稿及びジェトロの情報を参照した。特に玉稿を送付して下さった正木教授に深くお礼を申し上げたい。なお、参照部分の誤り等が存在する場合は専ら当職に帰する。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント デルフォルジュ・ユゴー

¹⁴ <http://www.cepici.gouv.ci/>.

¹⁵ 統一商事会社法で最近導入された制度である。

¹⁶ <http://news.abidjan.net/h/507893.html>.

¹⁷ http://www.jetro.go.jp/world/africa/ci/invest_04/.